

北栄町要保護児童対策地域協議会

虐待の発見、相談体制

福祉課福祉支援室

各自治会長さんにおかれましては、地域での声かけ運動等の見守り体制や虐待と疑わしい場合は、福祉課へ通報などのご協力方よろしくお願い申し上げます。

住民の方からの電話・文書・来所による児童虐待の発見

福祉課 37-5852(直通)

現場確認・情報収集

受理会議（実務者で開催、情報収集した部署が招集）

- ・ 緊急度判断・調査方針、調査方法の確認・関係課の情報共有
- ・ 緊急度応じて児童相談所へ連絡

児童相談所 相談・協力・連携・要請・通告・送致

個別ケース検討会議
（関係者を招集）

- ・ 情報の共有化
- ・ 支援方針の決定
- ・ 主たる担当機関の決定と役割分担

実務者会

実務者 保健・福祉・教育・町民

要保護児童支援の進捗状況確認

- ・ 具体的な支援
- ・ 経過記録
- ・ 主担当機関の確認、援助方針の見直し、定期的な情報交換

代表者会 実務者やケース会議が活動しやすいよう調整

- ・ 要保護児童の支援に関するシステム全体の検討
- ・ 地域協議会の活動状況報告と評価